

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和6年10月22日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	13名 26名
欠席委員	神谷 孝雄委員、野村 富雄推進委員、近藤 正俊推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、曾我主査、池田主事、大橋主事、青山	
議事録署名者	6 加藤 公健 委員 13 都築 英治 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 6番 加藤 公健委員 7 都築 英治委員

また、欠席者は 4番 神谷 孝雄委員 1番 野村 富雄推進委員

14番 近藤 正俊推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第42号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第1 第42号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号87番から94番の8件です。申請内容は、全ての申請が農地の所有権移転をするものです。

譲受人の理由は、農耕に精進するため6件、農業経営基盤の拡大を図るため2件です。

譲渡人の理由は、農地を管理することが困難なため1件、相手方の要望によるため7件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第43号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び 日程第3 第44号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第43号議案 農地法第4条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号11番の1件で、転用用途は通路敷地です。面積は、畑24㎡です。

続きまして、日程第3第44号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号97から103番までの7件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が2件、駐車場が3件、住宅敷地の拡張が1件、粘土採掘場が1件です。

このうち、受付番号102番につきまして、別冊の資料でご説明します。「日程第3第44号議案」と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。本案件は、受人である株式会社●●が渡人の所有する田を転用し、大型トラック用の駐車場を整備するものです。株式会社●●は、●●市●●町に本社を置き、運送業を行っている法人で、関連会社である株式会社●●の駐車場を借地していましたが、この度土地を返還することとなったこと及び事業の拡大に伴い、新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて3ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。

次に、4ページが土地利用計画となっております。排水計画について、雨水排水は敷地内に新規側溝を設置し、油分分離槽を経由し既設排水路へ排水します。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

本申請地については、令和6年5月に農振除外の通知を受けています。立地基準ですが、10ha未満の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第2種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む5条申請15件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

株式会社●●の案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号103番の粘土採掘場としての一時転用で、5ページに位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、10月15日に神谷力委員と犬塚伊佐夫委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第45号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第45号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号18番から20番の3件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第10号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第10号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号27の1件です。転用の事由としましては、共同住宅の建築です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号65から75の11件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が3件、敷地の拡張が3件、分譲用宅地用地が2件、住宅の売買が1件、店舗の建築が1件、共同住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号177から184の8件です。解約事由別にみますと、売却するため6件、転用するため2件です。

続きまして、農地法第4条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3の1件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のためが1件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号7、8の2件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号6の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場の追加、通路敷地への変更及び期間延長です。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回は平成16年に相続開始となった該当地について、現地調査を行った結果、いずれの農地も適正に耕作・保全がなされている旨を税務署に回答しております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

□ 不耕作地・違反転用農地の指導について

クリップ止めの別冊資料にて説明させていただきますのでお手元にご用意ください。

先月の農業委員会にて、指導の必要のある不耕作地・違反転用農地を決定しました。それらの指導対象農地に対して、不耕作地は10月4日付け、違反転用農地は10月8日付けで指導文書を送付しました。

これらを踏まえて、対象農地の権利者に対する指導ですが、10月31日を是正期限として通知文を送付しております。また、指導文書と合わせて不耕作地は利用意向の確認書を同封しております。

その結果、相談や回答などがあつた農地については、別冊資料の3ページ以降の一覧の備考欄に記載しておりますのでご確認ください。

なお、この資料を作成した時点の情報なので、10月31日までに返答のあつた場合、該当する地区の委員さんには情報を別途ご連絡させていただきますのでお願いします。

それでは、今後のことについてご説明いたしますので、資料の1ページへお戻りください。

今後の農地パトロールについても、タブレットを使用させていただき予定なので、タブレットの操作方法については、定例会後にお時間を頂戴して説明いたします。

では始めに不耕作地の改善指導についてですが、(1)の現地確認については、11月以降にタブレットを利用して実施していただくようお願いします。

なお、この現地調査につきましては、相談や回答のあるなしに関わらず、すべての対象農地の確認をお願いします。

現地調査の結果、所有者現場が改善されておらず、今後の利用意向も確認できていない農地の権利者には、(2)からの手順に沿って対応していくこととなりますが、基本的には、今後の利用意向に沿って、事務局から資料(6)に記載の案内をさせていただくので、委員の皆様には可能な限り電話や訪問により、(5)に記載した今後の利用意向の聞き取りをお願いできればと思っております。

その後、現地確認及び聞き取り内容の結果報告については、全てタブレットにてご報告いただければと思っておりますので後ほど報告方法を説明します。

次に、違反転用農地の確認についてですが、(1)現地確認及び(2)報告ともにタブレットを利用して実施していただければと思っております。

なお、違反転用農地は現地の状況に変わりがないか把握するために現地確認はすべて行っていただきたいと思っておりますが、指導については、事務局から文書による指導を実施いたしますので、現地確認とその報告のみお願いいたします。

最後に別冊資料の後ろに1枚、農地利用状況調査日報告様式を添付しております。こちらは夏に実施した農地パトロールと同様に、調査日と調査時間についてはタブレットで報告ができないため、11月農業委員会時にご提出いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 後期粘土採掘場の現地調査について

1ページ、資料2をご覧ください。

毎年、春と秋に年2回実施しております粘土採掘場の現地調査ですが、後期の現地調査を11月7日木曜日に予定しております。調査箇所数は、15か所、総面積で79,136平方メートルでございます。

次に調査員としましては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員1名、西

三粘土推進の会より2名の合計9名を予定しております。推進委員には、神谷明志推進委員、榊原三佐夫推進委員、天野秀紀推進委員の3名の方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただきました。

次に、調査事項といたしましては、5のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などがございます。調査終了後は、参加された調査員で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくことになります。

その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 デンパーク年間パスポートの購入あっせんについて

本市の貴重な観光資源であるデンパークの入園者数の増加に資する取組の一環として、年間入園パスポートの購入をあっせんさせていただきます。

今月の開催通知とともに申込書を事前に送付させていただきましたので、購入を希望される方につきましては、所定の事項を記入の上、本日の会議終了後までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、料金につきましては、前年と同額で個人パスポート（年間）が2,800円、個人パスポート（平日限定）が1,400円、家族パスポート（年間）が6,800円です。

代金は、来月の農業委員会の際に、パスポートをお渡しするのと引き換えに、現金で集金させていただきますので、購入される方はお手数ですが、お釣りのないようにご用意くださいますようお願いいたします。

3 令和6年度女性の農業委員会会長・会長職務代理者研修会

明日23日（水）にオンラインにて開催されます。研修会には、太田会長職務代理者にご参加いただき、事務局も同席いたします。

4 次回予定

11月22日、金曜日の午後1時30分から本庁舎3階第7会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催いたします。また、定例会後には、本日、事務局都合にて開催できませんでした研修会を開催いたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。